

死刑の適用基準

(最三小判平成18年6月20日判タ1213号89頁)

諏訪雅顕

第1 はじめに

日本の刑罰として死刑は厳然と存在するが(刑法9・11条, 刑訴法475乃至479条, 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律32, 120, 139乃至141条等参照), その適用は, 紆余曲折を経ながらも要件が類型化され, 厳格になされてきたと言われている。殊に, 少年事件に関しては, その適用には一層慎重な配慮がなされてきていたと思われる。これに対し, 光市母子殺害事件の上告審における破棄判決は, 従前の判例の流れと比べると厳しいものがあり, 今後の下級審の裁判(特に少年事件に関する)等に大きな影響を与える可能性を含んでいる。そこで同判例について検証すると共に, 死刑の適用基準について改めて考察することにしたい。⁽¹⁾

第2 最判平成18年6月20日判タ1213-89(光市母子殺害事件)について

1 事案の概要

本件は, 当時18歳と30日の少年であった被告人が, 平成11年4月14日の白昼, 配水管の検査を装って上がり込んだ山口県光市所在のアパートの一室において, 当時23歳の主婦(以下被害者という)を強姦しようとしたが, 激しく抵抗されたため, 被害者を殺害した上で姦淫しようと決意し, 被害者の頸部を両手で強く締め付け窒息死させた上で姦淫し, その後同所において, 当時生後11ヶ月の被害者の長女(以下被害児という)が激しく泣き続けたためその殺害をも決意し, 被害児を床にたたきつけた上, 首に紐を巻いて締め付けて殺害し, 更にその後被害者管理の現金等在中の財布1個を窃取したという事件である。

被告人は、殺人・強姦致死・窃盗の罪に問われたが、一審（山口地判平12.3.2）は無期懲役を言い渡し、これに対し検察官が控訴したものの、控訴審（広島高判平14.3.14判タ1213-97）も一審判決の量刑を維持して、検察官の控訴を棄却した。

2 控訴審の判決骨子

控訴審が一審の判断を維持した理由は、以下の通りである。

本件は、強姦の点についてこそ計画的ではあるが、各被害者の殺害行為は計画的なものではないこと、また、被告人には不十分なながらも、被告人なりの反省の情が芽生えるに至っていると評価でき、これに加え、被告人は犯行当時18歳と30日の少年であり、内面の未熟さが顕著であること、これまで窃盗の前歴のみで、家庭裁判所から保護処分を受けたことがないなど犯罪的傾向が顕著であるとはいえないこと、被告人の実母が中学時代に自殺するなどその家庭環境が不遇で生育環境において同情すべきものがあり、それが本件各犯行を犯すような性格、行動傾向を形成するについて影響した面が否定できないこと、少年審判手続における社会的調査の結果においても、矯正教育における可塑性は否定されていないことなどの被告人自身に関する情状に照らすと、被告人について、矯正教育による改善更生の可能性がないとは言い難い。

3 本件最高裁判決の要旨

破棄差戻。

- ① 強姦を遂げるため被害者を殺害して姦淫し、更にいたいけな幼児までも殺害した各犯行の罪質は甚だ悪質である。
- ② 2名の尊い命を奪った結果も極めて重大である。
- ③ 各犯行の動機及び経緯に酌むべき点はみじんもなく、強姦及び殺人の強固な犯意の下に、何らの落ち度のない被害者らの生命と尊厳を相次いで踏みにじった犯行は、冷酷、残虐にして非人間的所業である。
- ④ 犯行の発覚を遅らせようとしたり、財布を窃取する等犯行後の情状も良くない。

- ⑤ 遺族の被害感情はしゅん烈を極め、これに対し慰謝の措置は全く講じられていない。社会に大きな衝撃を与えた点も軽視できない。
- ⑥ 以上の諸点を総合すると、被告人の罪責は誠に重大であって、特に酌量すべき事情がない限り、死刑の選択をするほかない。
- ⑦ 原審等は、その特に酌量すべき事情として、被害者らの殺害について計画性がなかったことを挙げる。

しかしながら、被告人は、強姦という凶悪事犯を計画し、その犯行に際し、反抗抑圧の手段ないし犯行発覚防止のために被害者らの殺害を決意して、次々と実行し、それぞれ所期の目的を達しているのであり、各殺害が偶発的なものといえないことはもとより、冷徹にこれを利用したものであることは明らかであるから、本件において殺害について計画性がなかったとしても、死刑回避を相当とするような特に有利な酌むべき事情と評価するには足りない。

- ⑧ 又、原審等は、被告人には反省の情が芽生えてきていると見られること、矯正教育による改善更生の可能性等を指摘するが、少年審判段階を含む原判決までの言動、態度を見る限り、本件の罪の深刻さと向き合っ
て内省を深め得ていると認められることは困難であるし、犯行状況や犯行後の事情等に鑑みれば、その犯罪傾向には軽視することができないものがある。
- ⑨ 本件において、しん酌に値する事情と言えるのは、被告人が犯行当時18歳になって間もない少年であり、その可塑性から改善更生の可能性が否定されていないことに帰着する。

しかしながら、被告人が犯行時18歳になって間もない少年であったということだけでは死刑を回避すべき決定的な事情とまでは言えない。

原判決等が酌量すべき事情として述べるところは、被告人につき死刑を選択しない事由として十分な理由に当たると認めることはできないので、本件においては死刑の選択を回避するに足りる特に酌量すべき事情があるかどうかにつき更に慎重な審理を尽くさせる必要がある。

第3 考察

1 死刑制度をめぐる2つの潮流

我が国においては、死刑制度に関し、これを積極的に認めようとするものと、消極的に取り扱おうとするものとの2つの流れがあった。

世界的に見れば、平成元年の死刑廃止条約の国連総会採択に代表されるように、死刑制度自体衰退しているというのがその傾向である。日本でも、監獄法令一部違憲判決（大阪地判昭33.8.20判時159-6）において、死刑が残虐でなくとも残酷な刑罰であることが指摘され、あるいは永山控訴審判決（東京高判昭56.8.21判時1019-20）が、死刑の適用はいかなる裁判所がその衝にあっても死刑を選択したであろう程度の情状がある場合に限定せられるべきものであるとして、運用上の（実質的な）死刑廃止論を展開したのは、この流れ（死刑消極論）に沿うものであった。最判平5.9.21の大野正男裁判官補足意見も又然りであろう。⁽²⁾

しかしながら、我が国の判例は、死刑合憲判決（最大判昭23.3.12刑集2-3-191）を皮切りに、死刑存置論が常に6割を超える世論を背景として、死刑制度の意義を積極的に肯定する方向で運用がなされてきた。そして、死刑の適用基準として明確な指針を与えたのが永山上告審判決（最判昭58.7.8判時1099-148）である。

2 永山上告審判決による死刑の適用基準

永山事件とは、犯行当時19歳余であった少年が、窃取したけん銃を用いて、東京・京都・函館・名古屋の各地で警備員、タクシー運転手ら4人を次々と殺害し、「連続ピストル射殺魔」として社会に戦慄を与えた強盗殺人事件である。

同事件に対し、最高裁第二小法廷は、一審判決を破棄して被告人を無期懲役とした前記控訴審判決を破棄差戻した。

その際示された基準が、「死刑制度を存置する現行法制の下では、犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年

齡、前科、犯行後の情状と各般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許されるものといわなければならない」というものである。

この基準に従い、判例は、今日に至るまで、時に慎重に、時に厳然と死刑判決を言い渡してきたものであるが、その中で暗黙のルールというものが自然と形成されてきたように見受けられる。

3 少年事件と死刑

永山事件自体が元々少年事件であったこともあり、前記基準は、少年事件における指針にもなってきたと言える。もっとも、少年事件（犯行時20歳未満の者による犯罪）の場合、ほとんどの判決において未成年であることが有利な情状として挙げられ、被殺者が多数に及ぶなど極めて悪質な場合においてのみ死刑は選択されてきた。⁽³⁾

少年犯罪と死刑との関係で重要な事案は、名古屋アベック殺人事件と市川の一家殺人事件である。

前者は、6名の少年が共謀の上、あらかじめ用意した木刀・鉄パイプ・特殊警棒を使用して、3組6名の男女に対し暴行脅迫を加えて、内4名から金品を強取し、最後に襲ったアベックに関しては、女性について被告人らの内3名が強いて姦淫した上、更に犯行の発覚を免れるため、被害者兩名を1～2日間連れ回した上順次絞殺し（「殺さないで下さい」と命乞いするのに耳を貸さず、「綱引きだぜ」などと言って首を絞めた）、その死体を山中に遺棄したというものである。これに対し一審（名古屋地判平成6.28判タ711-266）は、事案が誠に残忍非道であることから、犯行当時19歳の少年Aに死刑を言い渡し、又、犯行当時17歳の少年Bに対しても、死刑を選択した上少年法51条により無期懲役を言い渡した。しかしながら、控訴審（名古屋高判平8.12.16判時1595-38）は、少年Bを懲役13年に処することとし、少年Aに対しても、犯罪性が根深いとは言えず、矯正可能性が残されていること、被告人が反省の度を強めていること等を理由とし

て、原判決を破棄し、無期懲役を言い渡した。

市川一家殺人事件は、強盗強姦・傷害・恐喝・窃盗等を繰り返してきた19歳の少年が、15歳の少女を強姦した上、同女の自宅に入り込み、その祖母を絞殺して現金10万円を強取し、帰宅した母親も絞殺、父親も現金等を奪った上で絞殺し、更には、犯行の発覚を防止するため、4歳になる少女の妹までも包丁で殺害したという事件である。

これに対し、一審（千葉地判平6.8.8判タ858-107）は、被告人に完全責任能力を認めた上で、犯行態様の残虐性や結果の重大性に加え、一家4人を皆殺しにするという類稀なる凶悪事件であり、社会的影響も甚大であるとして死刑を言い渡した。又、控訴審（東京高判平8.7.2判タ924-283）も、被告人の改善の可能性や反省の情を深めていることを認めながらも、その犯した罪の重大性に鑑み、被告人の控訴を棄却し、一審の死刑判決を支持した。

以上の通り、少年事件においては、判例は、可塑性に伴う矯正可能性を極めて重視していると言うべきである。名古屋アベック殺人事件に顕著なように、通常の成人事件と比較して、犯行態様の悪質性や複数殺人により結果が重大であったとしても、死刑を回避する場合が多い。もとより、市川一家殺人事件では、被告人の改悛の情や矯正可能性を認めながらも、4人（内1人は4歳の幼児）を殺害し、かつ強姦や強盗も行われている事案においては、犯行自体が余りにも重大であるため、死刑を回避することはできないとされたものである。

4 死刑制度の正当化根拠から見た死刑適用の限界

- ① 本件最高裁判決の相当性や今後の影響等について論ずる前提として、本稿では、死刑制度の意義といった本質論に遡り、死刑の適用基準に関する判例の動向や私見をまとめてみたいと思う。
- ② 死刑は、言うまでもなく、国家刑罰権の行使（しかも重大なる結果を伴う）であるから、死刑制度存在の許容性については、まず国家制度の指針となるべき憲法論に立ち返るべきである。

憲法13条は個人の尊厳と幸福追求権を保障するが、その具体的内容として、個人的人格的自律権（自己決定権）の前提となる生命の尊重がまずもって図られなければならない。すなわち、国家は可及的に個人（国民）の生命を尊重しなければならないのであって、国家が個人の生命を奪うということには、高度な合理性と合目的性、必要性が認められなければならないと解される。⁽⁴⁾

- ③ そこで次に、従来の死刑存廃論争を前提としつつ死刑が許容される場合を検討することにする。

この点に関しては、最近、かつての社会契約説を彷彿とさせる「社会的責任論」が有力に主張されている。⁽⁵⁾しかしながら、死刑制度を国家や社会の利益に直接結び付けるおそれのあるこの考え方には、私としては俄に賛同することはできない。

むしろ、死刑制度の意義は、あくまでも個人の利益を守るといった点に求める必要があろう。但し、その場合であっても、単に個人の応報的・被害者感情の充足といった点に求めるのではなく、凶悪犯罪の抑止（による個人の生命の保護）といった方向にこの制度の意義を認めるべきである。

もとより、前記憲法論に従う以上、死刑に伴う弊害の防止という理念を無視することは許されない。ただ単に犯罪の抑止だけが優先されるのではなく、誤判の防止と共に、更生という刑事政策上の輝かしい理念を枯渇させることにはならないのである。

- ④ 更に進んで、この議論のバックボーンにある刑罰の目的論からの考察も必要となろう。

現代社会は復讐を許容するものではあってはならないから、かつて言われた応報刑論にそのまま従うことはできないであろう。刑罰の積極的な意味はやはり目的刑論に求められなければならない。すなわち、一般予防と特別予防（贖罪と更生）が2本の柱である。

もとより、刑罰の本質が目的刑に求められるとしても、刑法の謙抑性

といった自由主義的側面を無視してはならない。ここで、刑罰の限界として言われる「刑法の謙抑性」とは、民事上の解決（損害賠償等）や行政規制を超えて、徒に刑罰を適用してはならないということを意味するものである。国家刑罰権が濫用された過去の歴史に鑑みれば、これは当然の要請である。

そして、刑事罰は、決して国家や社会を守ることを第一義的な目的とするものではないから、こうした場合はあくまでも謙抑性を完徹すべきである。もっとも、個人の生命等を守る必要性がある時、あるいは刑罰でしか身を守ることができない「弱者」の利益を保護する必要がある時は、むしろ刑事罰の積極的な行使が望まれると考える。

- ⑤ 以上を前提とすると、死刑制度に関しては、元々犯罪者の更生を予定するものではなく（但し、贖罪を喚起する可能性はあると思われる）、本来は刑事政策の理念と逆行するものではあるが、他方において、更生の可能性がない場合には、その適用が積極的に認められて致し方ないとも考えられる。

又、特に幼児等社会的弱者の生命を守る必要性がある場合にも、死刑の適用は積極的に認められてよいとも考えられる。

私は、判例は特にこの2つの視点に着目して、死刑を積極的に適用する方向に動いてきているのではないかと思うのである。

- ⑥ 裁判所が、更生の可能性と被害者の状況に鑑み、死刑の適用を拡張しようとしていることには理由がないとは言えないと思う。殊に、弱者保護の目的において刑罰を積極的に適用するという考え方については合理性があると私も思う。

しかしながら、こと死刑の適用ということになると、私にはこの論理を積極的に推し進めることに一抹の不安を覚える。

何故なら、死刑は、国家が個人の生命を奪うことを本質とするものであり、そこには様々な「不正義」が混在しているからである。

現実には死刑を執行しなければならないが、その時は正に「生命の尊

重の理念」など微塵もないのであって、自己の正義や信条に反してまで実際に執行を受け持っている人たちがいることを私達は忘れてはならないであろう。⁽⁶⁾ 又、実際に死刑が執行されるまでの「様々な恣意」「不公平」といったものも無視できないと思われる。

私自身は、死刑制度廃止論まで徹底できないが、しかし、死刑の適用基準は厳格であるべきであり、安易に広げるべきではないと考える。永山基準を前提とするにしても、①事実関係が明白であること、②違法性が極めて重く、重大な責任も認められること（特に計画性の有無や犯行態様、被殺者の数は重要な要素である）、③更生の可能性が認められないこと、④犯罪の抑止という側面から高度な必要性が認められること、以上の場合にその適用は許されるものとする。もとより、②と③に関しては、ある程度相関的に考えざるを得ず、②の状況が極めて深刻かつ重大である場合は、仮に改悛の情があっても更生の可能性が認められたとしても、死刑が適用される場合があると言うべきであろう。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

5 本件最高裁判決に対する評釈

本判決が控訴審の判断を破棄したのは、結局は、①殺人の計画性についての評価、と②被告人の年齢とこれに基づく更生の可能性の評価を異にしたからである。

計画性に関しては、本判決も当初から被害者らを殺害することを計画していた訳ではないことを認めているが、他方、強姦という凶悪事犯を計画した上この目的を達するため、殺人を冷徹に利用したのであって、殺害の計画性がなかったことを殊更評価するのは相当ではないと指摘している。しかしながら、当初強姦自体の計画性しかなく突発的に殺害がなされた場合と、殺害までの計画が用意周到になされていた場合とでは、生命侵害実現の確実性といった観点に鑑みれば、情状において格段の差異があると言うべきである。現に、最高裁は、国立主婦強盗強姦殺人事件（最判平11.11.29判タ1018-219）において、顔見知りの主婦を強姦して金員を強取しようと企て、軍手やタオル等を携行し、同女が泣き寝入りすることなく

被害を警察に届け出そうな場合には殺害することもやむを得ないと考えて同女方へ赴き、実際に強取・強姦をした上で、同女を千枚通しや牛刀で刺殺した被告人に対し、「本件強盗強姦・強盗殺人の犯行において、強盗強姦の点については計画的犯行であり、犯行遂行意思が強固であったとはいえ、殺人の点については、被告人は、当初自宅を出た時点では凶器を準備しておらず、被害者方へ向かう途中で千枚通しを捨てたことなどから、被害者が泣き寝入りすることなく被害を警察に届け出そうな場合は殺害しようという殺意を徐々に形成し、強盗強姦の実行に着手した後、同女から『人殺し』と叫ばれるなどしたことから、同女が泣き寝入りすることはないものと判断して、右殺意を確定的に固めたものであり、その事前に周到に計画されたものとは言い難いものがある」と判示して、無期懲役を維持した原判決の破棄までには至らなかったものである。殺害の計画性の「配慮」に関しては、この判決と本判決とでは明らかな差異があると言わざるを得ない。殊に本件では、被害児の殺害に関しては、被告人としては、被害児を泣きやまそうと抱いてあやしたり、風呂桶の中や押入の上の段に入れたりしてあやしたものの、尚泣きやまなかったため激高して殺害を決意したというものであるから、こうした事情は評価されて然るべきであると考えらる。

他方、被告人の年齢に関しては、本判決は、18歳になって間もないという事情だけで死刑が回避されるものではなく、改善更生の可能性が否定されていないかを慎重に判断すべきものとしている。この議論の前提となっているのは、被告人が友人に送った手紙の内容にあると思われる。その内容は、(遺族には何らの謝罪の手紙を出していないのに)警察や検察・裁判所等への揶揄、猥褻な内容、更には被害者や遺族を中傷するものであった。これについて、原判決は、その内容の中に尚も悔悟の気持ちをつづる文面もあるとして、鑑別結果における更生の可能性を重視したのに対し、本判決は罪の深さと向き合って内省を深めているとは言えないとして、更生の可能性について更なる審理を求めたものである。

原審を含めて従来の判例は、更生の可能性については、少年事件の場合、ある程度年齢の低さから内面の未熟さといったことを重視して、ゆるやかに認めてきていたと解される。これに対し、本判決は、その認定につき、実証的かつ厳格になされることを強く求めている。その手法は、成人事件に関しては正当であるかも知れないが、可塑性のある少年に関しては（特に18歳になって間もない少年に関しては）、厳し過ぎるのではないかと考える。将来のある少年に対しては、更生の可能性をより広く、又より積極的に評価しても不当ではないと思われるのである。⁽⁹⁾

本件事件が、市川の一家殺人事件の様にその結果等において余りにも重大であるというならば、その判断も肯首し得る。しかしながら、本件は動機や行為態様に酌量の余地はないにしても、身代金目的の拐取や強盗が絡む事案ではないし、殺人も突発的なものであって、被殺者の数も2名という事案であった。従来判例の基準からするならば、（更生の可能性を疑問視し、現状での無期懲役は著しく正義に反するものとして）原判決を破棄した結論は、率直に言って厳しい判断であったと言わざるを得ない。⁽¹⁰⁾

もとより、本件の被殺者の1名が生後11ヶ月の乳児であったことも前記結論に大きく影響していると解される。前述の通り、その価値判断は十分に理解できるが、それでも尚本判決は厳しいものであり、従来判例よりも一歩踏む出して、死刑の適用を積極的に認めたものであると評価せざるを得ない。

第4 最後に

本判決は、今後の死刑適用に関して一つの転換になるものと思われる。

今後、被殺者が乳幼児や児童である場合や改悛の情が薄く更生の可能性が認められない場合（更生の可能性については、ある程度実証されることが求められよう）は、（成人事件はもとより少年事件であっても）死刑の適用は広がるものと考えられる。⁽¹¹⁾

このことは、裁判員制度の導入により更に加速されるであろう。

しかしながら、私としては、死刑制度の本質的な問題について十分配慮し、又、少年における更生の芽を安易に摘み取るのではなく、死刑に関し尚も慎重な適用が維持されるべきであると考えている。

以上

〈注〉

- (1) 最近の死刑の適用基準に関する研究として、前田雅英「死刑と無期の限界(L)(F)―五件の最高裁判例の意味―」(判例評論506-8, 507-2)がある。前田博士は、上記限界を画する要素を、重大因子、補充因子、参考因子に分け、かつ更に、正のものと負のものに分類される。例えば、正の重大因子としては、身代金目的であったか否か(保険金目的であったか否かは正の補充因子とされる)、主導的役割であったか否か、複数殺害であったか否か、前科の有無を挙げられ、負の重大因子としては、殺意が未必的であったか否か(殺害の計画性については正の補充因子とされる)、従属的地位にあったか否かを挙げている。殺害方法や被殺者の年齢、犯人の生育歴や生活状況については、参考因子とされている。誠に示唆に富む論文だが、犯人の改悛の情や更生可能性に関しては、重要視されていない。しかしながら、裁判所はこの点をむしろ積極的に評価しているものと思われる。
- (2) 大野補足意見について検証したものとして、佐々木光明・前田朗・宮本弘典「死刑合憲の論理を検証する」(佐伯千仞外『死刑廃止を求める』日本評論社)172頁以下参照。
- (3) 平成8年版犯罪白書(法務総合研究所編)300頁参照。
- (4) 憲法31条において、明文で「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」と規定されているからといって、憲法が死刑を肯定したものと安易に考えることはできない。この規定は、仮に死刑制度を採用するとしても適正手続の保障を図るべきであるとしているに過ぎず、積極的に死刑制度を肯定している訳ではないのである(尚、木村亀二『新刑法読本全訂版』法文社322頁参照)。
- (5) 前掲市川一家殺害事件で、千葉地裁が「人の生命が無二、至尊でかけがえのないものであるが故に、多数の者の生命を故なく奪ったことの責任を自己のかけがえのない生命で償うほかない場合も絶無ではない」(判タ858-121)と述べている中に、この考え方を読み取ることができる。おそらく、死刑制度の意義を積極的に肯定する多くの国民感情も又、この考え方と同じくするのではないだろうか。
- (6) 和田光弘「死刑廃止のために誰が何をすべきか」自由と正義42-10-39。尚、玉井策

郎『死と壁』創元社参照。

- (7) 私見では、生命侵害の犯罪に対しては、やはり、法益侵害の結果が重大な意味を持つと考える。被殺者1名の場合は死刑の適用は（従来判例が凶悪犯罪の典型として類型化してきた身代金目的の拐取を除き）原則として回避され、他方3名以上の場合は原則として適用されると言うべきである。被殺者2名の場合は慎重な判断が必要となるが、強盗や強姦が絡む場合、殺人の計画性がある場合、殺害方法が残虐な場合は死刑の適用は積極的になり、改悛の情が著しく更生が見込まれる場合は消極的になると思われる。少年事件の場合は、その可塑性や人格形成の未熟さに鑑み、被殺者が2名の時は可及的に死刑の適用は回避されるべきである。確固たる殺害の計画性がある、殺害方法も極めて残虐である、強盗・強姦が絡む、凶悪な前歴が存する等の事情が複数認められ、悪性が極めて強い場合のみ例外として死刑になり得る場合もあると考える。
- (8) 一連のオウム真理教事件において教祖松本被告人の弟子たちに次々と死刑判決が下されるのは、罪刑の均衡よりやむを得ないことであろう。その中で林郁夫受刑者に無期懲役が言い渡されたことは、異例であったと言うべきかもしれない（東京地判平10.5.26判時1648-38）。しかしながら、改悛の情を極めて重視した判断というものも認められて然るべきであると考え。
- (9) 薬師寺章二家庭裁判所調査官は「殺人のような重大な事件を起こす少年たちの生活歴は不条理そのものである。彼らの多くは幼少期からいわれの無い偏見や差別にさらされて生きている。その不条理な運命を背負った少年たちが、いくつかの偶然に動かされたときに事件が起こる。こうした事実を理解し、不条理を背負った少年たちが偶然に作用されないよう、その偶然の機会を1つでも少なくするよう、不断の努力をする以外には少年犯罪は防止できない」と言われているが（『永山則夫 聞こえなかった言葉』日本評論社241頁）、誠に重味のある言葉であると思う。
- (10) 村上光鶴元東京高裁判事も、本判決は従来の判例の流れより厳しい印象があると述べておられる（朝日新聞平成18年6月21日）。この「感覚」は、現状では多くの刑事裁判官が共有するものではなからうか。
- (11) 奈良女兒殺害事件で、奈良地裁は、被殺者1名（事件当時小学1年〔7歳〕）であったが死刑判決を言い渡した（奈良地判平18.9.26）。この傾向は今後も続くものと予想される。